

田村市 介護保険住宅改修 Q & A

令和3年3月現在

目 次

- ①手すりの取付け・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～ (No. 1 ～ 8)
- ②段差の解消・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～ (No. 9 ～17)
- ③床又は通路面の材料の変更・・・・・・・・ P 3～ (No.18 ～23)
- ④扉の取替え・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4～ (No.24 ～28)
- ⑤洋式便器等への取替え・・・・・・・・ P 5～ (No.29 ～39)
- ⑥その他・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6～ (No.40 ～52)

住宅改修 Q&A

No.	項目	質問	回答
1	手すりの取付け	手すりを設置することで窓の開閉ができなくなる等の理由があるため、跳ね上げ式になっている可動式の手すりを設置したいが給付対象となるか。	動作や環境等の条件により、可動の必要がある場合には対象となります。 ただし、支柱等がねじ等で固定されているものに限りません。
2	手すりの取付け	柵付き手すり等の付加機能付き手すりの設置は給付対象となるか。	給付対象外の部分（柵などの手すりの機能を有していない部分）を除いて対象となります。この場合、給付対象の部分と対象外の部分の費用を区分する必要があります。
3	手すりの取付け	手すり付き踏み台等の複数の機能がある手すりを設置した場合は給付対象となるか。	複数の機能（個別にみて給付対象となる機能に限る）全てがその被保険者に必要なものであれば対象となります。この場合、必要性を明確にして申請してください。
4	手すりの取付け	家具等の固定されていない箇所への手すりの設置は給付対象となるか。	対象になりません。 ただし、家具等が固定されており、手すりに付加を掛けても危険がない場合は対象となります。
5	手すりの取付け	玄関から道路までの通路が土手に面しており、転落の恐れがあるため、転落防止を目的に柵の代わりに手すりを設置したいが、給付対象となるか。	対象になりません。転倒予防もしくは移動又は移乗動作を円滑にすることを目的として設置する手すりが対象であり、それ以外の目的（今回の場合は柵機能の目的）のための手すりは認められません。
6	手すりの取付け	家屋と同敷地内に店舗があり、外出する際は店舗内を通らなければいけないが、店舗と家屋の間の通路に手すりを設置することは給付対象となるか。	必ず通らなければならない日常生活動線上における手すりの設置は対象となります。

住宅改修 Q&A

No.	項目	質問	回答
7	手すりの取付け	住宅にトイレが2か所あり、どちらにも設置することは給付対象となるか。	身体状況や生活動線により、どちらにも手すりが必要と判断されれば対象となります。 例) 居室近くと寝室近くにトイレがあり、日中は居室にいるため居室近くのトイレを使用し、夜間は寝室近くのトイレを使用する場合は対象となる。
8	手すりの取付け	身体状況の変化により既存の手すりの位置を変えるための工賃は給付対象となるか。	対象となります。
9	段差の解消	常時車いすを利用して、玄関が狭く危険なため掃出し窓から出入りをするために窓にスロープを設置したいが給付対象となるか。	日常生活動線上、玄関からではなく掃出し窓からの出入りが必要と判断されれば給付対象となります。
10	段差の解消	既に設置されているスロープが急で転倒の危険があるため、傾斜を緩やかにしたいが、給付対象となるか。	対象となります。
11	段差の解消	段差の解消等を目的として浴室をユニットバスに改修する場合は給付対象となるか。	ユニットバスへの改修は対象になる部分とならない部分がありますので、金額をそれぞれの部分に区分して申請する必要があります。なお、対象部分でも本人に必要と判断される部分のみが給付対象となりますのでご注意ください。 【対象工事】 手すり設置・段差解消（浴槽交換）・床材変更など 【対象外工事】 シャワー交換・浴室乾燥機・照明など

住宅改修 Q&A

No.	項目	質問	回答
12	段差の解消	段差解消のため敷居部分に三角材を設置したいが給付対象となるか	対象となります。 ただし、ねじ等で固定するなどの工事が伴うものに限りません。
13	段差の解消	段差解消のため敷居を撤去したいが給付対象となるか。	対象となります。
14	段差の解消	階段の段数を増やし、一段あたりの高さを低くしたいが給付対象となるか。	対象となります。
15	段差の解消	階段が狭く危険なため幅を広くしたいが給付対象となるか。	単に段差の平面部分を広くする場合は、段差自体が変わっていないため、対象になりません。
16	段差の解消	炊事場への出入りのための段差解消のため、炊事場全体の床の高さを上げる工事をしたいが給付対象となるか。	流し台の部分を除いて対象となります。流し台部分も併せて改修する場合は按分して申請してください。
17	段差の解消	スロープの設置に伴い、転落や脱輪防止のために柵や立ち上がりを設置することは給付対象となるか。	段差の改修に伴う付帯工事として対象となります。
18	床又は通路面の材料の変更	材料の変更とは具体的にどのようなものがものか。	滑りの防止及び移動の円滑化等のための変更が対象であり、具体的には、居室では畳からフローリング、浴室では滑りにくいものへの変更、通路面ではコンクリートやアスファルト舗装等が対象となります。
19	床又は通路面の材料の変更	滑り防止を図るため、床材の表面を加工することは給付対象となるか。	対象となります。
20	床又は通路面の材料の変更	廊下の床が腐食し通行が危険なため床材を変更したいが給付対象となるか。	床の腐食や破損による改修は、身体状況に関係なく、単なる家屋の修繕と考えますので対象とはなりません。

住宅改修 Q&A

No.	項目	質問	回答
21	床又は通路面の材料の変更	車いすの通行により傷んだ床材を取替えたいが給付対象となるか。	老朽化や摩耗、消耗を理由とするものは対象とはなりません。
22	床又は通路面の材料の変更	居室にベッドを置くために、畳からフローリングへ変更したいが給付対象となるか。	ベッドを置くための床材の変更は、滑りの防止及び移動の円滑化等に含まれないため、対象とはなりません。
23	床又は通路面の材料の変更	通路の砂利部分を舗装にしたいが、幅の制限はあるか。	1. 5メートル幅を上限とし、必要な範囲内で給付します。
24	扉の取替え	右開きの戸を左開きに変更したいが給付対象となるか。	対象となります。
25	扉の取替え	身体的理由から、引き戸が重く開閉が困難なため扉を軽く開けやすいものに取替えたいが給付対象となるか。	引き戸から引き戸への取替えでも身体的理由により、必要と判断した場合は対象となります。 ただし、引き戸の老朽化等により開閉が困難という理由の場合は対象とはなりません。
26	扉の取替え	押入れや物入れの扉の取替えは給付対象となるか。	対象者が出入りするための扉以外は対象とはなりません。
27	扉の取替え	開き戸から引き戸への取替えに伴い、電気スイッチやコンセント位置の変更が必要だが給付対象となるか。	扉の取替えに伴う付帯工事として対象となります。
28	扉の取替え	扉の撤去も給付対象となるようだが、どういった場合が対象となるのか。	身体的理由により扉の開閉が困難であり、撤去した方が移動を円滑に行えるという場合は対象となります。また、撤去した扉の処分費用も対象となります。 既存の扉が老朽化し危険なため撤去するという場合は対象とはなりません。

住宅改修 Q&A

No.	項目	質問	回答
29	洋式便器等への取替え	和式便器から洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは給付対象となるか。	立ち上がりが困難等の理由であれば対象となります。
30	洋式便器等への取替え	既存の洋式便器の便座の高さが身体状況に適さないため便器を取替えたいが、給付対象となるか。	身体状況により必要と判断した場合は対象となります。 ただし、補高便座を用いて座面を高くする場合は、住宅改修ではなく特定福祉用具購入の支給対象となります。
31	洋式便器等への取替え	既存の洋式便器を洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは給付対象となるか。	付加機能を目的としていると考えられるため、対象とはなりません。ただし、立ち上がりが困難等の理由で便座の高さが違う便器に取替える工事であり、結果的に付加機能が付いている便器を選択するのは差し支えありません。
32	洋式便器等への取替え	既存の洋式便器を身体的事情から自動開閉機能が付加された便器への取替えは給付対象となるか。	対象とはなりません。便器の取替えは高さが身体状況に合わず立ち上がるのが困難といった理由が支給対象となります。
33	洋式便器等への取替え	和式便器から洋式便器への取替えに伴う電気工事は支給対象となるか。	対象とはなりません。
34	洋式便器等への取替え	既存の洋式便器の向きを変える工事は支給対象となるか。	対象となります。
35	洋式便器等への取替え	便器の取替えに伴う給排水設備工事は支給対象となるか。	排水管の長さや位置を変える工事については対象となりますが、非水洗を水洗にするといった水洗化工事は対象とはなりません。水洗化工事を伴う場合は水洗化の費用を除いて申請してください。
36	洋式便器等への取替え	既存の和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置した場合は支給対象となるか。	対象となります。 既存の便器を壊さずに、別の場所に新たに便器を設置した場合は取替えに当たらないため対象とはなりません。

住宅改修 Q&A

No.	項目	質問	回答
37	洋式便器等への取替え	工事期間中に使用した仮設トイレの設置費用は支給対象となるか。	対象となりません。
38	洋式便器等への取替え	男性用と女性用にそれぞれある和式便器を1つの洋式便器に取替えた場合で、個室を仕切っている壁を撤去する費用は支給対象となるか。	単に壁を撤去するだけでは対象となりません。ただし、理由によっては認められる場合もありますので事前にご相談ください。
39	洋式便器等への取替え	取替え工事の際にクロス張替や手洗いの設置、ペーパーホルダーの設置を併せて行いたいのが給付対象となるか。	対象となりません。 付帯工事として認められるのは給排水設備工事、床材の変更、便器の撤去・処分費用です。
40	その他	事前申請の前に着工した住宅改修は給付対象となるか。	対象となりません。
41	その他	要介護認定申請中に住宅改修をしたいが申請可能か。	償還払でのみ申請可能です。この場合、認定結果が出る前に工事を着工・完了しても構いませんが、認定結果が出てからでないと完了後の支給申請はできません。認定結果が非該当になった場合は、全額自己負担になります。
42	その他	着工時点で要介護認定を受けていて、工事完了前に介護認定更新の結果、非該当になった場合は申請可能か。	認定の有効期間内に完了している部分に限り支給申請できます。完了部分と未完了部分がわかるように区分して申請してください。
43	その他	現在入院（入所）しており、退院（退所）に向けて住宅改修をしたいが申請可能か。	償還払でのみ申請可能です。この場合、入院中に工事を着工・完了しても構いませんが、退院し在宅生活になってからでないと工事完了後の支給申請はできません。死亡したり、退院してそのまま施設に入所したりするなど、在宅生活にならなかった場合は、全額自己負担になります。

住宅改修 Q&A

No.	項目	質問	回答
44	その他	在宅の被保険者が、住宅改修工事着工後、工事が完了する前に入院（入所）または死亡した場合は申請可能か。	入院・死亡時に完了している部分に限り支給申請できます。完了部分と未完了部分がわかるように区分して申請してください。
45	その他	市営住宅に居住しているが、住宅改修は可能か。また、給付対象となるか。	市から住宅改修の承諾を得れば可能です。承諾を得た上で行う住宅改修は給付対象となります。
46	その他	新築住宅の竣工日以降に行う住宅改修は給付対象となるか。	現に居住を開始していれば対象となります。
47	その他	増築工事と一緒にを行う住宅改修は対象となるか。	対象となりません。ただし、増築工事竣工日以降に行う住宅改修は給付対象となります。
48	その他	本人または家族が行う住宅改修は給付対象となるか。	材料費のみ対象となります。手間賃や工賃は対象となりません。
49	その他	一の住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修を行った場合の申請はどうすればよいか。	各被保険者の該当する部分がわかるように区分し、重複しないように申請してください。また、共用部分については被保険者毎に按分せず、どちらか一方でのみ申請してください。
50	その他	要介護度が3段階以上高くなった場合の限度額のリセットはいつ時点の要介護度が基準となるのか。	一番古い住宅改修を行った時点での要介護度が基準となります。
51	その他	母屋から同敷地内の横屋へ居住を変えた場合、転居とみなし限度額がリセットされるのか。	同敷地の場合は転居とはみなさないためリセットされません。 ※住所上の番地が異なっても敷地が同じであれば同敷地とみなします。
52	その他	趣味趣向を目的とした移動等に係る住宅改修は給付対象となるか。	対象となりません。